

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 27 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-105

氏 名 東洋建設株式会社 関東建築支店
常務執行役員関東建築支店長 後藤孝之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6361-5554

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

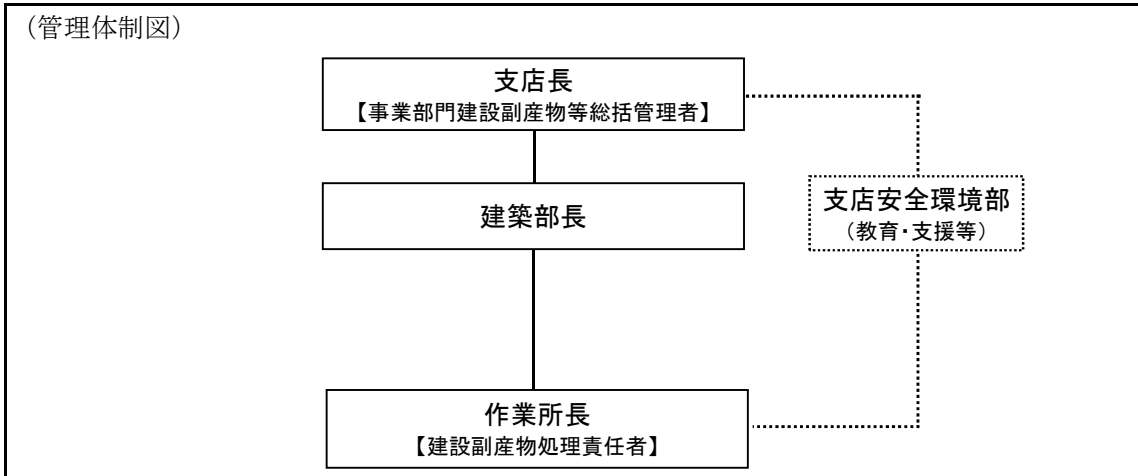
事業場の名称	東洋建設株式会社 関東建築支店
事業場の所在地	東京都千代田区神田神保町1-105
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	4年度完成工事高 28,711百万円
③ 従業員数	129名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥→脱水→中間処理業者へ委託→リサイクル土材 ・廃プラスチック類→破碎・溶解・圧縮梱包→燃料原料 ・紙くず→破碎・圧縮梱包→中間処理業者へ委託→燃料 ・木くず→破碎→中間処理業者へ委託→チップとして再資源化 ・繊維くず→破碎→中間処理業者へ委託→有機質堆肥 ・金属くず→破碎・圧縮→再生事業者へ委託 ・ガラス、陶磁器中間処理業者へ委託→破碎→再資源化 ・廃石膏ボード→破碎→中間処理業者へ委託→石膏ボード原料 ・がれき類→破碎→再生砕石として再利用 ・石綿含有廃棄物→埋立処分 ・燃え殻→焼却→中間処理業者へ委託→路盤材原料 ・混合廃棄物→破碎・圧縮・混練→埋立処分

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	4318.1 t	342.1 t
	(これまでに実施した取組) ・環境マネジメントシステムの運用により、目標値を設定し廃棄物縮減を図る ・全工期を通じ、産業廃棄物分別BOX配置を指導 ・新築工事竣工間際の混合廃棄物発生増加を指導 ・梱包材の簡素化の指導		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	300 t	50 t
	(今後実施する予定の取組) ・環境マネジメントシステムの継続運用による廃棄物の発生抑制 ・全工期を通じ、産業廃棄物分別BOX配置を指導 ・コンクリート片、廃アスファルトは再生利用業者と委託契約 ・梱包材の簡素化の指導 ・予備材を制限する様に指導 ・可能な限り分別回収をおこない産廃削減の徹底指導		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、石綿含有廃棄物、燃え殻に分別を実施 ・分別BOX設置による分別回収。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻に分別を実施 ・着工時は混合廃棄物用BOXを極力設置しない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	4318.1 t	342.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2910.6 t	258.3 t
	再生利用業者への処理委託量	4311.6 t	284.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・発生した産業廃棄物の処理について殆どが電子マニフェストを使用して処理をしている			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	300 t	50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	30 t
	再生利用業者への処理委託量	300 t	40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・委託契約時は各業者の許可証内容を確認し締結する ・委託契約書は支店管理者が確認後に電子マニフェストに登録して運用をおこなう		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

